新規上場申請のための半期報告書

（第11期中）

自　2025年７月１日
至　2025年12月31日

株式会社エブリー

目　　次

頁

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 2
　第２　事業の状況 …… 3
　　１　事業等のリスク …… 3
　　２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 4
　　３　経営上の重要な契約等 …… 6
　第３　提出会社の状況 …… 7
　　１　株式等の状況 …… 7
　　(1) 株式の総数等 …… 7
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 24
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 24
　　(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 25
　　(5) 大株主の状況 …… 26
　　(6) 議決権の状況 …… 26
　　２　役員の状況 …… 27
　第４　経理の状況 …… 28
　　１　中間財務諸表 …… 29
　　(1) 中間貸借対照表 …… 29
　　(2) 中間損益計算書 …… 30
　　(3) 中間キャッシュ・フロー計算書 …… 31
　　２　その他 …… 37
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 38

［期中レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　　横山　隆介　殿
【提出日】	2026年６月30日
【中間会計期間】	第11期中（自　2025年７月１日　至　2025年12月31日）
【会社名】	株式会社エブリー
【英訳名】	every, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　吉田　大成
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目２番１号
【電話番号】	（０３）６４３４－０８７４（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員ＣＦＯコーポレート本部長　小島　良
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目２番１号
【電話番号】	（０３）６４３４－０８７４（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員ＣＦＯコーポレート本部長　小島　良

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 中間会計期間	第10期
会計期間		自2025年７月１日 至2025年12月31日	自2024年７月１日 至2025年６月30日
売上高	（千円）	2,597,395	4,250,933
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	245,711	△30,306
中間純利益又は当期純損失（△）	（千円）	243,824	△32,738
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－
資本金	（千円）	50,000	50,000
発行済株式総数			
普通株式	（株）	5,000,000	5,000,000
Ａ種優先株式	（株）	2,201,000	2,201,000
Ｂ種優先株式	（株）	3,040,000	3,040,000
Ｃ種優先株式	（株）	2,112,370	2,112,370
Ｄ種優先株式	（株）	5,174,037	5,174,037
Ｅ種優先株式	（株）	2,105,401	2,105,401
純資産額	（千円）	1,531,634	1,287,809
総資産額	（千円）	2,637,800	2,445,645
１株当たり中間純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	48.76	△6.55
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－
１株当たり配当額	（円）	－	－
自己資本比率	（％）	58.1	52.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	18,281	△81,998
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△201	△38,624
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△4,625	△32,958
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	1,754,898	1,741,443

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

４．当社は、第10期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第10期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は2,539,518千円となり、前事業年度末に比べ191,157千円増加いたしました。これは主に売上の拡大により受取手形及び売掛金が167,648千円、現金及び預金が13,455千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は98,282千円となり、前事業年度末に比べ997千円増加いたしました。これは主に本社における複合機のリース契約を締結したこと等により、有形固定資産が1,205千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は2,637,800千円となり、前事業年度末に比べ192,155千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は、802,828千円となり、前事業年度末に比べ53,879千円減少いたしました。これは主に、未払金が21,312千円増加した一方で、契約負債が25,596千円、その他が37,294千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は303,338千円となり、前事業年度末に比べ2,210千円増加いたしました。

この結果、負債合計は1,106,166千円となり、前事業年度末に比べ51,669千円減少いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は1,531,634千円となり、前事業年度末に比べ243,824千円増加いたしました。これは主に中間純利益を243,824千円計上したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当社は、「明るい変化の積み重なる暮らしを、誰にでも。」をパーパスに、ライフスタイルに根ざした、最適かつ有益な情報をひとりひとりに届けることを目指し、レシピ動画メディアの「デリッシュキッチン」、ファミリー向け動画メディア「トモニテ」など複数の動画メディアを運営しております。主力メディアである「デリッシュキッチン」においては、管理栄養士監修の「簡単・おいしい・安全な」動画レシピコンテンツを多数公開しており、現在では国内最大級のレシピ動画メディアとして、ユーザーへ良質なコンテンツを提供し続けております。

当社は、動画メディアやデジタルサイネージの運営、小売企業の支援を通じて、オンライン/オフライン両面での膨大な1st party dataを有しております。主力メディアの「デリッシュキッチン」では、強固なユーザー基盤を構築しており、各ユーザーの「性別」「家族構成」「就業状況」などの属性情報はもちろん、「レシピの検索傾向」「レシピ視聴履歴」「料理スキル」「商品認知度」など、「食」に関わる様々なデータを保有しております。また、デジタルサイネージの運営や小売企業の支援、外部企業とのアライアンスを通じて、店頭での消費者の購買データやサイネージ視聴データなど多様なオフラインデータを取得することが可能です。

当社では、上記のアセットを活用し、食品メーカー等の広告主向けにブランド・商品の認知向上や販売促進の支援を行うMarketing Solutionビジネス及び「デリッシュキッチン」アプリの有料課金サービスを始めとするConsumerビジネスを展開しております。

当中間会計期間の業績につきましては、売上高2,597,395千円、営業利益244,193千円、経常利益245,711千円、中間純利益243,824千円となりました。

なお、当社はメディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ13,455千円増加し、当中間会計期間末には1,754,898千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果獲得した資金は、18,281千円となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上が245,711千円あった一方で、売上債権の増加額が167,648千円、未払消費税等の減少額が37,366千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動の結果使用した資金は、201千円となりました。これは主に、敷金の差入による支出が651千円あった一方で、その他の収入が450千円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動の結果使用した資金は、4,625千円となりました。これは主に、ファイナンス・リース債務の返済による支出2,905千円によるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、前記「1　事業等のリスク」に記載のとおり、組織体制に関するリスク及び事業環境に関するリスク等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場環境等に留意しつつ、内部管理体制の強化や優秀な人材の確保により、消費者や市場のニーズに適時適切に対応し、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因の分散・低減を適切に行ってまいります。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間において、資本の財源及び資金の流動性について、重要な変更はありません。

なお、当中間会計期間末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は507,665千円となっております。また、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,754,898千円であり、資金の流動性を確保できているものと認識しております。

3【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	78,531,200
計	78,531,200

（注）2026年３月16日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を78,531,200株としております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2025年12月31日）	提出日現在発行数（株）（2026年６月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,000,000	19,632,808	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
Ａ種優先株式	2,201,000	－	非上場	（注）１.
Ｂ種優先株式	3,040,000	－	非上場	（注）２.
Ｃ種優先株式	2,112,370	－	非上場	（注）３.
Ｄ種優先株式	5,174,037	－	非上場	（注）４.
Ｅ種優先株式	2,105,401	－	非上場	（注）５.
計	19,632,808	19,632,808	－	－

（注）１．Ａ種優先株式の内容は次のとおりであります。

１．Ａ種優先配当金

①当会社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、Ｂ種優先株式を有する株主（以下「Ｂ種優先株主」という。）又はＢ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。）に対し、Ｅ種優先株式を有する株主（以下「Ｅ種優先株主」という。）又はＥ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｅ種優先登録株式質権者」という。）、Ｄ種優先株式を有する株主（以下「Ｄ種優先株主」という。）又はＤ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｄ種優先登録株式質権者」という。）、Ｃ種優先株式を有する株主（以下「Ｃ種優先株主」という。）又はＣ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ｃ種優先登録株式質権者」という。）、Ａ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）又はＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）及び普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、Ｂ種優先株式１株につき、「２.残余財産の分配」の④に定めるＢ種基準価額（定款別紙２「２.残余財産の分配」の⑦に基づきＢ種基準価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）に５%を乗じた金額に定款別紙２「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＢ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の配当金（以下「Ｂ種優先配当金」という。）を配当する。

②第１号の配当が行われた後、なお配当可能額が存する場合には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、「２.残余財産の分配」の⑤に定めるＡ種基準価額（「２.残余財産の分配」の⑦に基づきＡ種基準価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）に５%を乗じた金額に「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＡ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の配当金（以下「Ａ種優先配当金」という。）を配当することができる。なお、当会社がさらに剰余金の配当を行う場合

にはＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対してのみ配当するものとする。

③ある事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及びＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額がＢ種優先配当金及びＡ種優先配当金のそれぞれの金額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

④Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金を超えて配当は行わない。

２．残余財産の分配

①当会社は、残余財産の分配をするときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき１，１４２円（以下「2.残余財産の分配」、定款別紙２「2.残余財産の分配」、定款別紙３「1.残余財産の分配」、定款別紙４「1.残余財産の分配」及び定款別紙５「1.残余財産の分配」において「Ｅ種基準価額」という。）に１．０を乗じた金額（以下「Ｅ種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。

②前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につき１，０６３円（以下「2.残余財産の分配」、定款別紙２「2.残余財産の分配」、定款別紙３「1.残余財産の分配」、定款別紙４「1.残余財産の分配」及び定款別紙５「1.残余財産の分配」において「Ｄ種基準価額」という。）に１．０を乗じた金額（以下「Ｄ種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。

③前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｃ種優先株式１株につき金９７７円（以下「2.残余財産の分配」、定款別紙２「2.残余財産の分配」、定款別紙３「1.残余財産の分配」、定款別紙４「1.残余財産の分配」及び定款別紙５「1.残余財産の分配」において「Ｃ種基準価額」という。）に１．０を乗じた金額（以下「Ｃ種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。

④前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき金８８９円（以下「2.残余財産の分配」、定款別紙２「2.残余財産の分配」、定款別紙３「1.残余財産の分配」、定款別紙４「1.残余財産の分配」及び定款別紙５「1.残余財産の分配」において「Ｂ種基準価額」という。）に１．０を乗じた金額（以下「Ｂ種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。

⑤前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき金３００円（以下「2.残余財産の分配」、定款別紙２「2.残余財産の分配」、定款別紙３「1.残余財産の分配」、定款別紙４「1.残余財産の分配」及び定款別紙５「1.残余財産の分配」において「Ａ種基準価額」という。）に１．０を乗じた金額（以下「Ａ種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。

⑥前各号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者並びにＥ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者に対して同順位にて分配を行うものとする。この場合において、当会社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＡ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙２「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＢ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対しては、Ｃ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙３「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＣ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、Ｄ種優先株式１株につき、普通株主又は普

通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙４「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＤ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に定款別紙5「2．普通株式への転換請求権」の③で定めるＥ種優先株式1株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとする。

⑦Ａ種基準価額は、下記の定めに従い調整される。

（Ａ）Ａ種優先株式の分割又は併合が行われたときは、Ａ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後Ａ種基準価額} = \text{当該調整前のＡ種基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（Ｂ）Ａ種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、Ａ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行Ａ種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（Ａ種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行Ａ種優先株式数」は「処分する自己株式（Ａ種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後Ａ種基準価額} = \frac{\text{既発行Ａ種優先株式数} \times \text{当該調整前Ａ種基準価額} + \text{新株発行Ａ種優先株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行Ａ種優先株式数} + \text{新規発行Ａ種優先株式数}}$$

（Ｃ）上記（Ａ）及び（Ｂ）における調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑧Ｂ種基準価額は、定款別紙２「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑨Ｃ種基準価額は、定款別紙３「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑩Ｄ種基準価額は、定款別紙４「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑪Ｅ種基準価額は、定款別紙５「１．　残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

３．普通株式への転換請求権

Ａ種優先株主は、Ａ種優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、Ａ種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、Ａ種優先株主が取得の請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該Ａ種優先株主に対して交付するものとする。

①取得価額

Ａ種優先株式に係る取得価額（以下定款別紙１において「取得価額」という。）は、１株につき金３００円とする。

②取得価額の調整

（Ａ）Ａ種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

（ⅰ）株式分割又は株式の無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割等前発行済株式数}}{\text{株式等分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割又は無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降（株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会又は株主総会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降）これを適用する。

（ⅱ）当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}}$$

（ⅲ）調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、かかる株式の１株当たりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、払込期日の翌日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降、又は、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降こ

れを適用する。但し、本(ⅲ)による取得価額の調整は、Ａ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＡ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

(ⅳ)調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（但し、無償割当てによる場合を除く。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他証券の払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅳ)による取得価額の調整は、Ａ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＡ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。また、本(ⅳ)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号。その後の改正を含む。）第８条に定める「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。

(ⅴ)新株予約権の行使により発行される普通株式１株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅴ)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。また、本(ⅴ)による取得価額の調整は、Ａ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＡ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（Ｂ）上記（Ａ）に掲げた事由によるほか、次の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する場合には、当会社はＡ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(ⅰ)合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき

(ⅱ)前(ⅰ)のほか、当会社の発行済普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

（Ｃ）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（Ｄ）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

（Ｅ）取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③転換により発行すべき普通株式数

（Ａ）Ａ種優先株式１株の取得を請求されたことにより当会社が発行すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{Ａ種優先株式１株に対して発行する普通株式数} = \frac{\text{Ａ種優先株式の１株当たりの払込金額}}{\text{取得価額}}$$

但し、Ａ種優先株式の１株当たりの払込金額は金３００円とし、Ａ種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

（Ｂ）上記（Ａ）に定める普通株式の数の算出にあたってＡ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第１６７条第３項の規定に従ってこれを取り扱う。

４．普通株式を対価とする取得条項

①当会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、当会社が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったＡ種優先株式をすべて取得することができるものとし、引き換えにＡ種優先株主に対しては、

「３．普通株式への転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるＡ種優先株式の１株当たりの払込金額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

（Ａ）主幹事証券会社からのＡ種優先株式の取得についての要請に基づき、当会社が当会社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当会社の取締役会において決議した場合

（Ｂ）Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の全てが当会社に取得され、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株式に対して普通株式が交付されたとみなした場合に、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株式に交付されることとなる普通株式の合計数の過半数を有することとなるＡ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主又はＥ種優先株主の同意（株主複数の累計で過半数を有することとなる場合は当該複数株主の全員の同意）があった場合

②前項に定める普通株式の数の算出にあたって、Ａ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第２３４条第１項の規定に従ってこれを取り扱う。

５．議決権

Ａ種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会においてＡ種優先株式１株につき１個の議決権を有する。

６．Ａ種優先株主総会

当会社が以下の事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、Ａ種優先株主の総会の決議を得るものとする。

（１）会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式数の変更又はその他定款の変更

（２）資本の減少

（３）自己株式の買受

（４）株式の分割、併合又は種類変更

（５）配当又は中間配当

（６）合併、株式交換、株式移転、会社分割又は第三者の発行済株式の議決権総数の５０％超の取得若しくは譲渡

（７）営業若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、事業の全部の譲受又は休止若しくは廃止

（８）解散又は清算

（９）決算期の変更その他会計方針の変更

（１０）当会社の取締役若しくは当会社の取締役が総株主の議決権の過半数を保有する会社との間の取引

（注）２．Ｂ種優先株式の内容は次のとおりであります。

１．Ｂ種優先配当金

①当会社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、普通株主又は普通登録株式質権者及びＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先配当金を配当する。

②第１号の配当が行われた後、なお配当可能額が存する場合には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金を配当することができる。なお、当会社がさらに剰余金の配当を行う場合にはＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対してのみ配当するものとする。

③ある事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及びＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額がＢ種優先配当金及びＡ種優　先配当金のそれぞれの金額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

④Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金を超えて配当は行わない。

２．残余財産の分配

①当会社は、残余財産の分配をするときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につきＥ種優先分配額に達するまで分配を行う。

②前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につきＤ種優先分配額に達するまで分配を行う。

③前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ

種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｃ種優先株式１株につきＣ種優先分配額に達するまで分配を行う。

④前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先分配額に達するまで分配を行う。

⑤前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先分配額に達するまで分配を行う。

⑥前各号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者並びにＥ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者に対して同順位にて分配を行うものとする。この場合において、当会社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙１「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＡ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＢ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対しては、Ｃ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙３「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＣ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、Ｄ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙４「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＤ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先株式l株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式l株につき分配する残余財産に定款別紙５「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＥ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとする。

⑦Ｂ種基準価額は、下記の定めに従い調整される。

（Ａ）Ｂ種優先株式の分割又は併合が行われたときは、Ｂ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後Ｂ種基準価額} = \text{当該調整前のＢ種基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（Ｂ）Ｂ種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、Ｂ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行Ｂ種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（Ｂ種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行Ｂ種優先株式数」は「処分する自己株式（Ｂ種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後Ｂ種基準価額} = \frac{\text{既発行Ｂ種優先株式数} \times \text{当該調整前Ｂ種基準価額} + \text{新株発行Ｂ種優先株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行Ｂ種優先株式数} + \text{新規発行Ｂ種優先株式数}}$$

（Ｃ）上記（Ａ）及び（Ｂ）における調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑧Ａ種基準価額は、定款別紙１「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑨Ｃ種基準価額は、定款別紙３「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑩Ｄ種基準価額は、定款別紙４「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑪Ｅ種基準価額は、定款別紙５「１.残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

３．普通株式への転換請求権

Ｂ種優先株主は、Ｂ種優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、Ｂ種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、Ｂ種優先株主が取得の請求をしたＢ種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該Ｂ種優先株主に対して交付するものとする。

①取得価額

Ｂ種優先株式に係る取得価額（以下定款別紙２において「取得価額」という。）は、１株につき金８８９．４円とする。

②取得価額の調整

（Ａ）Ｂ種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

（ⅰ）株式分割又は株式の無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割等前発行済株式数}}{\text{株式等分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割又は無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降（株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会又は株主総会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降）これを適用する。

（ⅱ）当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}}$$

（ⅲ）調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、かかる株式の１株当たりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、払込期日の翌日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降、又は、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本（ⅲ）による取得価額の調整は、Ｂ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＢ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（ⅳ）調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（但し、無償割当てによる場合を除く。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他証券の払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本（ⅳ）による取得価額の調整は、Ｂ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＢ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。また、本（ⅳ）による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号。その後の改正を含む。）第８条に定める「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。

（ⅴ）新株予約権の行使により発行される普通株式１株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。但し、本（ⅴ）による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。また、本（ⅴ）による取得価額の調整は、Ｂ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＢ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（Ｂ）上記（Ａ）に掲げた事由によるほか、次の（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する場合には、当会社はＢ種優先株主及びＢ

種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

（ⅰ）合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき

（ⅱ）前（ⅰ）のほか、当会社の発行済普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

（C）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（D）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

（E）取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③転換により発行すべき普通株式数

（A）Ｂ種優先株式１株の取得を請求されたことにより当会社が発行すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{Ｂ種優先株式１株に対して発行する普通株式数} = \frac{\text{Ｂ種優先株式の１株当たりの払込金額}}{\text{取得価額}}$$

但し、Ｂ種優先株式の１株当たりの払込金額は金８８９．４円とし、Ｂ種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

（B）上記（A）に定める普通株式の数の算出にあたってＢ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第１６７条第３項の規定に従ってこれを取り扱う。

４．普通株式を対価とする取得条項

①当会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、当会社が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったＢ種優先株式をすべて取得することができるものとし、引き換えにＢ種優先株主に対しては、「３．普通株式への転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるＢ種優先株式の１株当たりの払込金額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

（A）主幹事証券会社からのＢ種優先株式の取得についての要請に基づき、当会社が当会社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当会社の取締役会において決議した場合

（B）Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の全てが当会社に取得され、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株式に対して普通株式が交付されたとみなした場合に、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主及びＤ種優先株主に交付されることとなる普通株式の合計数の過半数を有することとなるＡ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主又はＥ種優先株主の同意（株主複数の累計で過半数を有することとなる場合は当該複数株主の全員の同意）があった場合

②前項に定める普通株式の数の算出にあたって、Ｂ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第２３４条第１項の規定に従ってこれを取り扱う。

５．議決権

Ｂ種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会においてＢ種優先株式１株につき１個の議決権を有する。

６．Ｂ種優先株主総会

当会社が以下の事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、Ｂ種優先株主の総会の決議を得るものとする。

（１）会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式数の変更又はその他定款の変更

（２）資本の減少

（３）自己株式の買受

（４）株式の分割、併合又は種類変更

（５）配当又は中間配当

（６）合併、株式交換、株式移転、会社分割又は第三者の発行済株式の議決権総数の５０％超の取得若しくは譲渡

（７）営業若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、事業の全部の譲受又は休止若しくは廃止

（８）解散又は清算

（９）決算期の変更その他会計方針の変更

（１０）当会社の取締役若しくは当会社の取締役が総株主の議決権の過半数を保有する会社との間の取引

（注）３．Ｃ種優先株式の内容は次のとおりであります。

１．残余財産の分配

①当会社は、残余財産の分配をするときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につきＥ種優先分配額に達するまで分配を行う。

②前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につきＤ種優先分配額に達するまで分配を行う。

③前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｃ種優先株式１株につきＣ種優先分配額に達するまで分配を行う。

④前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先分配額に達するまで分配を行う。

⑤前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先分配額に達するまで分配を行う。

⑥前各号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者並びにＥ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者に対して同順位にて分配を行うものとする。この場合において、当会社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙１「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＡ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙２「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＢ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対しては、Ｃ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＣ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、Ｄ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙４「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＤ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式l株につき分配する残余財産に定款別紙５「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＥ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとする。

⑦Ｃ種基準価額は、下記の定めに従い調整される。

（Ａ）Ｃ種優先株式の分割又は併合が行われたときは、Ｃ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後Ｃ種基準価額} = \text{当該調整前のＣ種基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（Ｂ）Ｃ種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、Ｃ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行Ｃ種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（Ｃ種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行Ｃ種優先株式数」は「処分する自己株式（Ｃ種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後Ｃ種基準価額} = \frac{\text{既発行Ｃ種優先株式数} \times \text{当該調整前Ｃ種基準価額} + \text{新株発行Ｃ種優先株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行Ｃ種優先株式数} + \text{新規発行Ｃ種優先株式数}}$$

（Ｃ）上記（Ａ）及び（Ｂ）における調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑧Ａ種基準価額は、定款別紙１「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑨Ｂ種基準価額は、定款別紙２「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑩Ｄ種基準価額は、定款別紙４「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑪Ｅ種基準価額は、定款別紙５「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

２．普通株式への転換請求権

Ｃ種優先株主は、Ｃ種優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、Ｃ種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、Ｃ種優先株主が取得の請求をしたＣ種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該Ｃ種優先株主に対して交付するものとする。

①取得価額

Ｃ種優先株式に係る取得価額（以下定款別紙３において「取得価額」という。）は、１株につき金９７７円とする。

②取得価額の調整

（Ａ）Ｃ種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

（ⅰ）株式分割又は株式の無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割等前発行済株式数}}{\text{株式等分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割又は無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降（株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会又は株主総会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降）これを適用する。

（ⅱ）当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}}$$

（ⅲ）調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、かかる株式の１株当たりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、払込期日の翌日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降、又は、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅲ)による取得価額の調整は、Ｃ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＣ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（ⅳ）調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（但し、無償割当てによる場合を除く。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他証券の払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅳ)による取得価額の調整は、Ｃ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＣ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。また、本(ⅳ)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号。その後の改正を含む。）第８条に定める「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用

されないものとする。

（ｖ）新株予約権の行使により発行される普通株式１株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。但し、本（ｖ）による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。また、本（ｖ）による取得価額の調整は、Ｃ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＣ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（Ｂ）上記（Ａ）に掲げた事由によるほか、次の（ｉ）又は（ⅱ）に該当する場合には、当会社はＣ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

（ｉ）合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき

（ⅱ）前（ｉ）のほか、当会社の発行済普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

（Ｃ）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（Ｄ）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

（Ｅ）取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③転換により発行すべき普通株式数

（Ａ）Ｃ種優先株式１株の取得を請求されたことにより当会社が発行すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{Ｃ種優先株式１株に対して発行する普通株式数} = \frac{\text{Ｃ種優先株式の１株当たりの払込金額}}{\text{取得価額}}$$

但し、Ｃ種優先株式の１株当たりの払込金額は金９７７円とし、Ｃ種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

（Ｂ）上記（Ａ）に定める普通株式の数の算出にあたってＣ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第１６７条第３項の規定に従ってこれを取り扱う。

３．普通株式を対価とする取得条項

①当会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、当会社が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったＣ種優先株式をすべて取得することができるものとし、引き換えにＣ種優先株主に対しては、「２．普通株式への転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるＣ種優先株式の１株当たりの払込金額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

（Ａ）主幹事証券会社からのＣ種優先株式の取得についての要請に基づき、当会社が当会社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当会社の取締役会において決議した場合

（Ｂ）Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の全てが当会社に取得され、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株式に対して普通株式が交付されたとみなした場合に、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株式に交付されることとなる普通株式の合計数の過半数を有することとなるＡ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主又はＥ種優先株主の同意（株主複数の累計で過半数を有することとなる場合は当該複数株主の全員の同意）があった場合

②前項に定める普通株式の数の算出にあたって、Ｃ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第２３４条第１項の規定に従ってこれを取り扱う。

４．議決権

Ｃ種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会においてＣ種優先株式１株につき１個の議決権を有する。

５．Ｃ種優先株主総会

当会社が以下の事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、Ｃ種優先株主の総会の決議を得るものとする。

（１）会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式数の変更又はその他定款の変更
（２）資本の減少
（３）自己株式の買受
（４）株式の分割、併合又は種類変更
（５）配当又は中間配当
（６）合併、株式交換、株式移転、会社分割又は第三者の発行済株式の議決権総数の５０%超の取得若しくは譲渡
（７）営業若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、事業の全部の譲受又は休止若しくは廃止
（８）解散又は清算
（９）決算期の変更その他会計方針の変更
（１０）当会社の取締役若しくは当会社の取締役が総株主の議決権の過半数を保有する会社との間の取引

（注）４．Ｄ種優先株式の内容は次のとおりであります。
１．残余財産の分配
①当会社は、残余財産の分配をするときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につきＥ種優先分配額に達するまで分配を行う。
②前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につきＤ種優先分配額に達するまで分配を行う。
③前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｃ種優先株式１株につきＣ種優先分配額に達するまで分配を行う。
④前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先分配額に達するまで分配を行う。
⑤前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先分配額に達するまで分配を行う。
⑥前各号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者並びにＥ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者に対して同順位にて分配を行うものとする。この場合において、当会社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙１「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＡ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙２「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＢ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対しては、Ｃ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙３「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＣ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、Ｄ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＤ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙５「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＥ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとする。
⑦Ｄ種基準価額は、下記の定めに従い調整される。
（Ａ）Ｄ種優先株式の分割又は併合が行われたときは、Ｄ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数

で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後D種基準価額} = \text{当該調整前のD種基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（B）D種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、D種基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行D種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（D種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行D種優先株式数」は「処分する自己株式（D種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後D種基準価額} = \frac{\text{既発行D種優先株式数} \times \text{当該調整前D種基準価額} + \text{新株発行D種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行D種優先株式数} + \text{新規発行D種優先株式数}}$$

（C）上記（A）及び（B）における調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑧A種基準価額は、定款別紙１「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑨B種基準価額は、定款別紙２「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑩C種基準価額は、定款別紙３「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑪E種基準価額は、定款別紙５「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

２．普通株式への転換請求権

D種優先株主は、D種優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、D種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該D種優先株主に対して交付するものとする。

①取得価額

D種優先株式に係る取得価額（以下定款別紙４において「取得価額」という。）は、１株につき金１，０６３円とする。

②取得価額の調整

（A）D種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

（ⅰ）株式分割又は株式の無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割等前発行済株式数}}{\text{株式等分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割又は無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降（株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会又は株主総会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降）これを適用する。

（ⅱ）当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}}$$

（ⅲ）調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、かかる株式の１株当たりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、払込期日の翌日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降、又は、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅲ)による取得価額の調整は、D種優先株式の発行済株式数の過半数を有するD種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（ⅳ）調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（但し、無償割当てによる場合を除く。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他証券の払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第２０９条第１項

第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(iv)による取得価額の調整は、Ｄ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＤ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。また、本(iv)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号。その後の改正を含む。）第８条に定める「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。

（ｖ）新株予約権の行使により発行される普通株式１株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。但し、本（ｖ）による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。また、本（ｖ）による取得価額の調整は、Ｄ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＤ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（Ｂ）上記（Ａ）に掲げた事由によるほか、次の（ｉ）又は（ⅱ）に該当する場合には、当会社はＤ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

（ｉ）合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき

（ⅱ）前（ｉ）のほか、当会社の発行済普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

（Ｃ）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（Ｄ）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

（Ｅ）取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③転換により発行すべき普通株式数

（Ａ）Ｄ種優先株式１株の取得を請求されたことにより当会社が発行すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{Ｄ種優先株式１株に対して発行する普通株式数} = \frac{\text{Ｄ種優先株式の１株当たりの払込金額}}{\text{取得価額}}$$

但し、Ｄ種優先株式の１株当たりの払込金額は金１，０６３円とし、Ｄ種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

（Ｂ）上記（Ａ）に定める普通株式の数の算出にあたってＤ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第１６７条第３項の規定に従ってこれを取り扱う。

３．普通株式を対価とする取得条項

①当会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、当会社が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったＤ種優先株式をすべて取得することができるものとし、引き換えにＤ種優先株主に対しては、「２．普通株式への転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるＤ種優先株式の１株当たりの払込金額を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

（Ａ）主幹事証券会社からのＤ種優先株式の取得についての要請に基づき、当会社が当会社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当会社の取締役会において決議した場合

（Ｂ）Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の全てが当会社に取得され、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株式に対して普通株式が交付されたとみなした場合に、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株式に交付されることとなる普通株式の合計数の過半数を有することとなるＡ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主又はＥ種優先株主の同意（株主複数の累計で過半数を有することとなる場合は当該複数株

主の全員の同意）があった場合

②前項に定める普通株式の数の算出にあたって、Ｄ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第２３４条第１項の規定に従ってこれを取り扱う。

４．議決権

Ｄ種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会においてＤ種優先株式１株につき１個の議決権を有する。

５．Ｄ種優先株主総会

当会社が以下の事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、Ｄ種優先株主の総会の決議を得るものとする。

（１）会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式数の変更又はその他定款の変更

（２）資本の減少

（３）自己株式の買受

（４）株式の分割、併合又は種類変更

（５）配当又は中間配当

（６）合併、株式交換、株式移転、会社分割又は第三者の発行済株式の議決権総数の５０％超の取得若しくは譲渡

（７）営業若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、事業の全部の譲受又は休止若しくは廃止

（８）解散又は清算

（９）決算期の変更その他会計方針の変更

（１０）当会社の取締役若しくは当会社の取締役が総株主の議決権の過半数を保有する会社との間の取引

（注）５．Ｅ種優先株式の内容は次のとおりであります。

１．残余財産の分配

①当会社は、残余財産の分配をするときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につきＥ種優先分配額に達するまで分配を行う。

②前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につきＤ種優先分配額に達するまで分配を行う。

③前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｃ種優先株式１株につきＣ種優先分配額に達するまで分配を行う。

④前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先分配額に達するまで分配を行う。

⑤前号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につきＡ種優先分配額に達するまで分配を行う。

⑥前各号の分配が完了した後、なお残余財産が存する場合には、普通株主及び普通登録株式質権者、Ａ種優先株主及びＡ種優先登録株式質権者、Ｂ種優先株主及びＢ種優先登録株式質権者、Ｃ種優先株主及びＣ種優先登録株式質権者、Ｄ種優先株主及びＤ種優先登録株式質権者並びにＥ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者に対して同順位にて分配を行うものとする。この場合において、当会社は、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙１「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＡ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙２「３．普通株式への転換請求権」の③で定めるＢ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｃ種優先株主又はＣ種優先登録株式質権者に対しては、Ｃ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙３「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＣ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、Ｄ種優先株式１株につき、普通

株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＤ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとし、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先株式１株につき、普通株主又は普通登録株式質権者に対して普通株式１株につき分配する残余財産に定款別紙５「２．普通株式への転換請求権」の③で定めるＥ種優先株式１株に対して発行する普通株式数を乗じた額と同額の残余財産を分配するものとする。

⑦Ｅ種基準価額は、下記の定めに従い調整される。

（Ａ）Ｅ種優先株式の分割又は併合が行われたときは、Ｅ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後Ｅ種基準価額} = \text{当該調整前のＥ種基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（Ｂ）Ｅ種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、Ｅ種基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行Ｅ種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（Ｅ種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行Ｅ種優先株式数」は「処分する自己株式（Ｅ種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後Ｅ種基準価額} = \frac{\text{既発行Ｅ種優先株式数} \times \text{当該調整前Ｅ種基準価額} + \text{新株発行Ｅ種優先株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行Ｅ種優先株式数} + \text{新規発行Ｅ種優先株式数}}$$

（Ｃ）上記（Ａ）及び（Ｂ）における調整額の算定上発生した１円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑧Ａ種基準価額は、定款別紙１「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑨Ｂ種基準価額は、定款別紙２「２．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑩Ｃ種基準価額は、定款別紙３「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

⑪Ｄ種基準価額は、定款別紙４「１．残余財産の分配」の⑦に従って調整される。

２．普通株式への転換請求権

Ｅ種優先株主は、Ｅ種優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、Ｅ種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当会社は、Ｅ種優先株主が取得の請求をしたＥ種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該Ｅ種優先株主に対して交付するものとする。

①取得価額

Ｅ種優先株式に係る取得価額（以下定款別紙５において「取得価額」という。）は、１株につき金１，１４２円とする。

②取得価額の調整

（Ａ）Ｅ種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

（ⅰ）株式分割又は株式の無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割等前発行済株式数}}{\text{株式等分割後発行済株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割又は無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降（株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会又は株主総会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降）これを適用する。

（ⅱ）当会社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式併合前発行済株式数}}{\text{株式併合後発行済株式数}}$$

（ⅲ）調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、株式無償割当てによる場合、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、かかる株式の１株当たりの払込金額をもって調整後の取得価額とする。なお、調整後の取得価額は、払込期日の翌日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）以降、又は、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降こ

れを適用する。但し、本(ⅲ)による取得価額の調整は、Ｅ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＥ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

(ⅳ)調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社に取得される株式、新株予約権若しくはその他の証券を発行又は処分する場合（但し、無償割当てによる場合を除く。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他証券の払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第２０９条第１項第２号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅳ)による取得価額の調整は、Ｅ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＥ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。また、本(ⅳ)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号。その後の改正を含む。）第８条に定める「子会社」及び「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。

(ⅴ)新株予約権の行使により発行される普通株式１株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、かかる調整前の取得価額を下回る価額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅴ)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権（但し、新株予約権の目的となる株式の累積数は発行済株式総数（普通株式以外の種類株式については定款に基づき普通株式に転換されたものとみなして発行済株式総数を計算する。但し、自己株式の数を控除する。）の１０％を上限とする。）には適用されないものとする。また、本(ⅴ)による取得価額の調整は、Ｅ種優先株式の発行済株式数の過半数を有するＥ種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

（Ｂ）上記（Ａ）に掲げた事由によるほか、次の(ⅰ)又は(ⅱ)に該当する場合には、当会社はＥ種優先株主及びＥ種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(ⅰ)合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき

(ⅱ)前(ⅰ)のほか、当会社の発行済普通株式の価値に変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき

（Ｃ）取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

（Ｄ）取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

（Ｅ）取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

③転換により発行すべき普通株式数

（Ａ）Ｅ種優先株式１株の取得を請求されたことにより当会社が発行すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{Ｅ種優先株式１株に対して発行する普通株式数} = \frac{\text{Ｅ種優先株式の１株当たりの払込金額}}{\text{取得価額}}$$

但し、Ｅ種優先株式の１株当たりの払込金額は金１，１４２円とし、Ｅ種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

（Ｂ）上記（Ａ）に定める普通株式の数の算出にあたってＥ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第１６７条第３項の規定に従ってこれを取り扱う。

３．普通株式を対価とする取得条項

①当会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、当会社が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかったＥ種優先株式をすべて取得することができるものとし、引き換えにＥ種優先株主に対しては、「２．普通株式への転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるＥ種優先株式の１株当たりの払込金額

を取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

（A）主幹事証券会社からのＥ種優先株式の取得についての要請に基づき、当会社が当会社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当会社の取締役会において決議した場合

（B）Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式の全てが当会社に取得され、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株主に対して普通株式が交付されたとみなした場合に、Ａ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主及びＥ種優先株主に交付されることとなる普通株式の合計数の過半数を有することとなるＡ種優先株主、Ｂ種優先株主、Ｃ種優先株主、Ｄ種優先株主又はＥ種優先株主の同意（株主複数の累計で過半数を有することとなる場合は当該複数株主の全員の同意）があった場合

②前項に定める普通株式の数の算出にあたって、Ｅ種優先株主に交付される普通株式の総数に１株に満たない端数が生じたときは、会社法第２３４条第１項の規定に従ってこれを取り扱う。

４．議決権

Ｅ種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会においてＥ種優先株式１株につき１個の議決権を有する。

５．Ｅ種優先株主総会

当会社が以下の事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、Ｅ種優先株主の総会の決議を得るものとする。

（１）会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式数の変更又はその他定款の変更
（２）資本の減少
（３）自己株式の買受
（４）株式の分割、併合又は種類変更
（５）配当又は中間配当
（６）合併、株式交換、株式移転、会社分割又は第三者の発行済株式の議決権総数の５０%超の取得若しくは譲渡
（７）営業若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、事業の全部の譲受又は休止若しくは廃止
（８）解散又は清算
（９）決算期の変更その他会計方針の変更
（１０）当会社の取締役若しくは当会社の取締役が総株主の議決権の過半数を保有する会社との間の取引

（注）６．定款に定める取得条項に基づき、2026年２月24日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき普通株式１株をそれぞれに交付しております。また、2026年２月25日開催の臨時取締役会の決議に基づき、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

（注）７．2026年３月16日開催の臨時株主総会決議により、同日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年７月１日～ 2025年12月31日	－	普通株式 5,000,000 A種優先株式 2,201,000 B種優先株式 3,040,000 C種優先株式 2,112,370 D種優先株式 5,174,037 E種優先株式 2,105,401	－	50,000	－	－
2026年２月25日 （注）	普通株式 14,632,808 A種優先株式 △2,201,000 B種優先株式 △3,040,000 C種優先株式 △2,112,370 D種優先株式 △5,174,037 E種優先株式 △2,105,401	普通株式 19,632,808	－	50,000	－	－

（注）定款に定める取得条項に基づき、2026年２月24日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式１株につき普通株式１株をそれぞれに交付しております。また、2026年２月25日開催の臨時取締役会の決議に基づき、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を会社法第178条の規定に基づき、消却しております。また、当社は2026年３月16日開催の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式に関する定款の定めを廃止しております。

（５）【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
吉田 大成	東京都港区	4,631,900	23.59
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3番2号	2,822,202	14.37
伊藤忠食品株式会社	大阪府大阪市中央区城見2-2-22	2,351,835	11.98
加藤産業株式会社	兵庫県西宮市松原町9番20号	2,351,835	11.98
WiL Fund II, L.P.	636 Waverley St, Suite 100, Palo Alto, CA 94301, USA	1,536,150	7.82
DCM Ventures China Fund (DCM VIII), L.P.	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025	1,462,060	7.45
グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合	東京都千代田区二番町5-1	894,438	4.56
DBJキャピタル投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	579,061	2.95
Globis Fund Ⅴ, L.P.	PO Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	381,234	1.94
味の素株式会社	東京都中央区京橋一丁目15番1号	341,297	1.74
計	－	17,352,012	88.38

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,000,000 Ａ種優先株式 2,201,000 Ｂ種優先株式 3,040,000 Ｃ種優先株式 2,112,370 Ｄ種優先株式 5,174,037 Ｅ種優先株式 2,105,401	普通株式 5,000,000 Ａ種優先株式 2,201,000 Ｂ種優先株式 3,040,000 Ｃ種優先株式 2,112,370 Ｄ種優先株式 5,174,037 Ｅ種優先株式 2,105,401	「１（１）②発行済株式」の「内容」の記載を参照。
単元未満株式	－	－	
発行済株式総数	19,632,808	－	－
総株主の議決権	－	19,632,808	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年７月１日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

４．最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の４の５－６」の規定に準じて前年同中間会計期間との対比は行っておりません。

１【中間財務諸表】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年６月30日）	当中間会計期間 （2025年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,741,443	1,754,898
受取手形及び売掛金	481,701	649,350
商品	8,613	9,072
仕掛品	340	5,953
前払費用	104,083	99,140
その他	12,178	21,102
流動資産合計	2,348,360	2,539,518
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,034	21,034
減価償却累計額	△20,582	△20,691
建物（純額）	452	343
工具、器具及び備品	32,168	32,168
減価償却累計額	△21,625	△24,099
工具、器具及び備品（純額）	10,543	8,069
リース資産	8,218	12,137
減価償却累計額	△8,218	△8,349
リース資産（純額）	－	3,787
有形固定資産合計	10,995	12,200
投資その他の資産		
敷金	79,872	80,523
その他	6,416	5,557
投資その他の資産合計	86,289	86,081
固定資産合計	97,284	98,282
資産合計	2,445,645	2,637,800
負債の部		
流動負債		
１年以内返済予定の長期借入金	201,720	200,000
リース債務	5,524	4,327
未払金	319,088	340,401
未払費用	126,699	120,607
未払法人税等	2,290	1,641
賞与引当金	48,053	48,785
契約負債	49,722	24,125
預り金	29,522	26,147
その他	74,086	36,792
流動負債合計	856,707	802,828
固定負債		
長期借入金	300,000	300,000
その他	1,127	3,338
固定負債合計	301,127	303,338
負債合計	1,157,835	1,106,166
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	2,596,811	2,596,811
利益剰余金	△1,359,001	△1,115,176
株主資本合計	1,287,809	1,531,634
純資産合計	1,287,809	1,531,634
負債純資産合計	2,445,645	2,637,800

（２）【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2025年７月１日 至　2025年12月31日）
売上高	2,597,395
売上原価	1,012,458
売上総利益	1,584,937
販売費及び一般管理費	1,340,743
営業利益	244,193
営業外収益	
受取利息	1,600
物品売却益	2,044
その他	2,401
営業外収益合計	6,046
営業外費用	
支払利息	2,169
支払保証料	2,359
営業外費用合計	4,528
経常利益	245,711
税引前中間純利益	245,711
法人税、住民税及び事業税	1,886
法人税等合計	1,886
中間純利益	243,824

（３）【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2025年７月１日 至　2025年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	245,711
減価償却費	2,713
賞与引当金の増減額（△は減少）	731
受取利息	△1,600
支払利息	2,169
売上債権の増減額（△は増加）	△167,648
未払金の増減額（△は減少）	21,312
未払消費税等の増減額（△は減少）	△37,366
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△25,524
その他	△19,112
小計	21,385
利息の受取額	1,600
助成金の受取額	2
利息の支払額	△2,171
法人税等の支払額	△2,535
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,281
投資活動によるキャッシュ・フロー	
敷金の差入による支出	△651
その他	450
投資活動によるキャッシュ・フロー	△201
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△1,720
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2,905
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,625
現金及び現金同等物に係る換算差額	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	13,455
現金及び現金同等物の期首残高	1,741,443
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,754,898

【注記事項】

（中間損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年７月１日 至　2025年12月31日）
給料及び手当	466,394千円
支払手数料	309,254
賞与引当金繰入	41,345

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年７月１日 至　2025年12月31日）
現金及び預金勘定	1,754,898千円
現金及び現金同等物	1,754,898

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間会計期間（自　2025年７月１日　至　2025年12月31日）

当社は、メディアプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	合計
Marketing Solutionビジネス	2,018,706
Consumerビジネス	233,171
その他ビジネス	345,518
顧客との契約から生じる収益	2,597,395

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年７月１日 至　2025年12月31日）
１株当たり中間純利益	48円76銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	243,824
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	243,824
普通株式の期中平均株式数（株）	5,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（優先株式の取得及び消却）

当社は、定款に定める取得条項に基づき、2026年２月24日付ですべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、B種優先株主、C種優先株主、D種優先株主及びE種優先株主にA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式１株につき普通株式１株をそれぞれに交付しております。また、2026年２月25日開催の臨時取締役会の決議に基づき、すべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式を会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

１．取得及び消却した株式数

A種優先株式	2,201,000株
B種優先株式	3,040,000株
C種優先株式	2,112,370株
D種優先株式	5,174,037株
E種優先株式	2,105,401株

２．交換により交付した普通株式数　14,632,808株

３．交換後の発行済普通株式数　19,632,808株

（新株予約権の発行）

当社は、2026年３月16日開催の臨時株主総会及び臨時取締役会において、当社従業員に対し、新株予約権（第10回新株予約権）を発行することを決議いたしました。

新株予約権の発行要領

決議年月日	2026年３月16日
付与対象者の区分及び人数※	当社従業員 66名（注）７
新株予約権の数（個）※	211,000（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　211,000（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	480（注）２
新株予約権の行使期間※	自　2028年３月17日 至　2036年３月16日（注）３
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　　480 資本組入額　240
新株予約権の行使の条件※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）６

※　提出日の前月末現在（2026年５月31日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権１個に付き目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は１株、提出日の前月末現在は１株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の新株予約権についてその１個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整の結果生じる１株の100分の１未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

２．新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

３．新株予約権の行使期間については、権利者と締結した割当契約書において、付与決議の日後２年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとしております。加えて、実際の行使可能期間及び行使可能数については以下４．（５）に記載の行使条件による制限を受けるものとします。

４．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

（１）本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下５．に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

（２）権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所での上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

（３）上記（２）の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定が行われた日以降、(i)当該決議又は決定が行われてから10日が経過する日又は(ii)当社の買収に関して法令上定められた効力発生日が存在する場合における当該日の前日のいずれか早い日までの間は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50％超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第８条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50％未満となること。

③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50％未満となること。

④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関

して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

（4）本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

（5）本新株予約権者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の日後、次に掲げる期間において、次の各号に掲げる割合を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能割合は、既行使分を合わせた累積の行使可能数の上限を画するものとし、行使可能割合に基づく割当て新株予約権の個数につき１個未満の端数が生ずる場合には、端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって行使可能な割当て新株予約権の割合とみなす。

①株式公開の日後18ヶ月を経過する日まで	０%
②株式公開の日後18ヶ月を経過した日から株式公開の日後32ヶ月を経過する日まで	割当個数の 30%
③株式公開の日後32ヶ月を経過した日から株式公開の日後42ヶ月を経過する日まで	割当個数の 60%
④株式公開の日後42ヶ月を経過した日以降	割当個数の100%

５．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

（1）権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①当社又は当社の子会社（会社法第２条第３号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役

②当社又は子会社の使用人

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

（2）次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が禁固以上の刑に処せられた場合

②権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人その他の競争相手を直接若しくは間接に設立し若しくは自ら当社若しくは子会社の事業と競合する事業を開業し、又はかかる競争相手の役員若しくは使用人に就任すること等を通じてかかる競争相手の活動に直接若しくは間接に従事するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

④権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

⑦権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨権利者が新株予約権発行要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合

⑩権利者が死亡した場合

（3）権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②権利者が取締役としての忠実義務等、当社又は子会社に対する義務に違反した場合

（4）当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。

６．組織再編行為の際の取扱い

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じてそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。ただし、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に第（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上表の新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間の末日までとする。

（６）権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

（７）新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

（８）組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

７．付与対象者の区分については、本書提出日現在の役職にて記載しております。

（単元株制度の採用及び発行可能株式総数の引き上げ）

当社は、2026年３月16日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し、同日付で発行可能株式総数の引き上げを行うとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

１．単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

２．発行可能株式総数の増加

発行可能株式総数を、42,290,771株から78,531,200株へ引き上げました。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年６月24日

株式会社エブリー
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉山正樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伏木貞彦

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規程に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社エブリーの2025年７月１日から2026年６月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（2025年７月１日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エブリーの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立

の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上